

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に係る取扱いについてに関する
Q&A(VOL.1)

令和2年2月28日

令和2年2月27日にお知らせしました取扱いについて、問合せのあった主なものに対するQ&Aを送付いたします。

問1 事前連絡時は訪問可能であったため訪問したが、面談を断られました。報酬算定できますか。

答 支援が伴わないため算定できません。

問2 事業所休業中に児童の居宅を訪問して支援することについて、自宅ではなく、例えば祖父母の家に預けている場合など、祖父母宅を訪問し利用者にできる限りのサービス提供をした場合、居宅を訪問したと見なせるか。

答 算定可能とします。訪問先や理由等を記録してください。

問3 訪問した場合の訪問時間はどのように考えたらよいか。10分程度だと算定対象から外れてしまうのか。

答 健康管理や相談支援等、できる限りのサービス提供に要した時間であれば可能とします。

問4 同一法人で複数事業所を運営しており、一部の事業所を休業する場合、一時的に健康な常勤職員を開所している事業所に移動させることは可能か。

答 可能であるが、指導監査課と相談してください。

問5 複数事業所を利用している児童などについて、一方の事業所が休業した場合、一時的に開所している事業所が支給決定日数分全てを支援することは問題ないか。

答 利用自体は可能ですので、契約変更により対応してください。

問6 学校閉鎖に伴い、子どもの世話をするために事業所従業員が欠勤する場合、人員基準に係る柔軟な取扱いと見なすことができるか。

答 可能であるが、人員基準との兼ね合いからも指導監査課と相談してください。

問7 短期入所事業所ですが、できる限りのサービスとは、どのようなサービスになるでしょうか。

答 短期入所利用時に、その利用者に対して通常提供しているサービスを踏まえ、訪問時に有効と思われる支援を提供してください。